



令和5年12月15日

お客さま 各位

岐阜信用金庫

## ぎふしんパルサービス・パルミニサービス規定の改定について

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、「ぎふしんパルサービス・パルミニサービス規定」を下記のとおり改定しますので、お知らせいたします。

今後も当金庫はお客さまの利便性の向上、質の高いサービスの提供に取り組んでまいります。

### 記

1. 改定日 : 令和6年2月1日(木)
2. 改定する規定 : ぎふしんパルサービス・パルミニサービス規定
3. 改定内容 : 別紙「新旧対照表」をご参照ください。

以上

## ぎふしんパルサービス・パルミニサービス規定 新旧対照表

旧	新
<p>( 省 略 )</p> <p>第4条 (資金移動サービス [振込・振替])</p> <p>( 省 略 )</p> <p>(3) 資金移動の依頼は以下の方式とします。</p> <p>① <del>パソコン手順</del></p> <p>② <del>ホームコース手順</del></p> <p>③ <del>ANSER-SPC手順</del></p> <p>④ ANSER-SPC (VALUX) 手順</p> <p>⑤ ANSER-HT (VALUX) 手順</p> <p>(4) 当金庫は以下の場合に送信者を契約者とみなします。</p> <p>① <del>パソコン手順は、当金庫で受信した暗証番号 (支払指定口座の暗証番号及び承認暗証番号) が、当金庫とあらかじめ取り決めた暗証番号と一致した場合</del></p> <p>② <del>ホームコース手順は、当金庫で受信した支払指定口座の暗証番号及び端末の電話番号が、届け出の暗証番号及び端末の電話番号と一致した場合</del></p> <p>③ <del>ANSER-SPC手順は、当金庫で受信した暗証番号 (支払指定口座の暗証番号及び承認暗証番号をいいます。) 及び端末の電話番号が、届け出の暗証番号及び端末の電話番号と一致した場合</del></p> <p>④ ANSER-SPC (VALUX) 手順は、当金庫で受信した暗証番号 (支払指定口座の暗証番号及び承認暗証番号をいいます。) 及び証明書情報が、届け出の暗証番号及び証明書情報と一致した場合</p> <p>⑤ ANSER-SPC (VALUX) 手順は、当金庫で受信した支払指定口座の暗証番号及び証明書情報が、届け出の暗証番号及び証明書情報と一致した場合</p> <p>( 省 略 )</p> <p>(7) ご依頼の内容については、当金庫が振込、振替内容確認画面の最終確認コード (<del>ANSER-SPC (VALUX) 手順およびANSER-HT (VALUX) 手順の場合は、意思確認コード</del>とします。以下同じ)を受信した時点で確定するものとします。</p>	<p>( 省 略 )</p> <p>第4条 (資金移動サービス [振込・振替])</p> <p>( 省 略 )</p> <p>(3) 資金移動の依頼は以下の方式とします。</p> <p>① ANSER-SPC (VALUX) 手順</p> <p>② ANSER-HT (VALUX) 手順</p> <p>(4) 当金庫は以下の場合に送信者を契約者とみなします。</p> <p>① ANSER-SPC (VALUX) 手順は、当金庫で受信した暗証番号 (支払指定口座の暗証番号及び承認暗証番号をいいます。) 及び証明書情報が、届け出の暗証番号及び証明書情報と一致した場合</p> <p>② ANSER-SPC (VALUX) 手順は、当金庫で受信した支払指定口座の暗証番号及び証明書情報が、届け出の暗証番号及び証明書情報と一致した場合</p> <p>( 省 略 )</p> <p>(7) ご依頼の内容については、当金庫が振込、振替内容確認画面の意思確認コードを受信した時点で確定するものとします。</p>

ぎふしんパルサービス・パルミニサービス規定 新旧対照表

旧	新
( 省 略 )	( 省 略 )
<p>第 11 条 (免責事項)</p> <p>(1) 当金庫の責によらない通信機器、回線及びコンピュータ等の障害、<del>電話・インターネット</del>の不通等の通信手段の障害により、取り扱いが遅延したり不能になった場合あるいは当金庫が送信した口座情報に誤謬・脱漏等が生じた場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が振込、振替内容確認画面の最終確認コードを受信する前に回線等の障害により取り扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。</p> <p>(2) <del>公衆電話回線、専用電話回線、</del>インターネット等の通信経路において内容が盗まれ、契約者の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p style="text-align: center;">( 省 略 )</p>	<p>第 11 条 (免責事項)</p> <p>(1) 当金庫の責によらない通信機器、回線及びコンピュータ等の障害、インターネットの不通等の通信手段の障害により、取り扱いが遅延したり不能になった場合あるいは当金庫が送信した口座情報に誤謬・脱漏等が生じた場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が振込、振替内容確認画面の<u>意思</u>確認コードを受信する前に回線等の障害により取り扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。</p> <p>(2) インターネット等の通信経路において内容が盗まれ、契約者の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p style="text-align: center;">( 省 略 )</p>
<p>第 14 条 (届出事項の変更等)</p> <p>(1) 印章、名称、代表者、住所、暗証番号、指定口座、<del>端末が接続されている電話番号</del>その他届出内容に変更がある場合は、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p style="text-align: center;">( 省 略 )</p>	<p>第 14 条 (届出事項の変更等)</p> <p>(1) 印章、名称、代表者、住所、暗証番号、指定口座その他届出内容に変更がある場合は、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p style="text-align: center;">( 省 略 )</p>